

第15回 市民と市長のふれあいトーク ご意見一覧(要約)

第1部 桜堤の地域課題について～交通・防犯対策など～

No.	ご意見	市の回答・対応方針
1	2007年に開催されたタウンミーティングの報告書を読んだが、その時質問されたことのほとんどが改善されていない。桜堤はこの10年間に米屋も蕎麦屋もなくなり、病院も減った。高齢化率が高くなっている。 長期計画の中でも駅周辺の開発には目が向けられているが、駅から離れたエリアについての記載がなく、不安を感じる。 買い物も不便である。防犯対策にも不安がある。桜堤3丁目には民生委員もいない。かつて、高齢者の孤独死が問題になったこともある。 桜堤3丁目の少子高齢化対策についての市長の考えを伺いたい。	地域のまちづくりについては、道路整備や街路樹の剪定など行政が行うものと商店の活性化や病院の営業など民間事業者が行うものとを区別して考える必要がある。近くに病院がないとか買い物の利便性への不安という点では、民間事業者が行う部分ではあるが、私が市長になってから「生活経済課」を「産業振興課」に変更し、事業者支援の強化を図っている。しかし、商店や病院などが事業を継続できない理由としては、後継者がいないとか集客できないなど様々な事情がある。桜堤の地理的な特性による課題はあると思うが、ソフト面については、行政での支援を行うことは難しい。 桜堤特有の防犯対策としては、小金井公園があることで、他地域から様々な人が来訪するので、ご不安があるかと思う。都立公園内への防犯カメラの設置は東京都の担当であるが、いざという時の確認と犯罪抑止効果があることから、東京都でも防犯カメラの設置を推進している。一方、住宅地の防犯カメラの設置については、周辺住民のプライバシー保護の問題もあり、近隣の理解が不可欠である。市としては、商店街等の地域団体が主体となる街頭防犯カメラの設置に対する支援を行うことで、犯罪の抑止を行っていきたい。 本市では高齢者の孤独死防止のための異変の早期発見、安全対策・消費者被害防止等を目的として、見守り・孤立ネットワーク連絡協議会を設置している。参加団体は市の関連部署のほか、住宅供給系事業者やライフラインサービス提供事業者、警察・消防等の関係機関と多岐に渡る。今後も地域住民の異変の早期発見・早期対応のための情報・意見交換等による連携体制を強化していく。 なお、桜堤3丁目の民生児童委員については、9月1日付けで新たな民生児童委員が委嘱され、欠員状態が解消される予定である。
2	児童の朝の登校の見守りをしている。 バス通りはいつも渋滞しているため、児童の通学路を抜け道として車がスピードを出して走行しており、危険を感じる。 通学路に防犯カメラを設置してほしい。	市では、商店街等の地域団体が設置する街頭防犯カメラの設置費用、保守・修繕の維持管理費用、電気料金等の運用にかかる費用の助成を行っている。 防犯カメラの設置は、いざという時の確認と犯罪抑止の効果がある半面、プライバシーについての十分な配慮が必要であり、市としては、地域住民との合意形成が不可欠である。 防犯カメラの効果については認識し、推進しているが、防犯カメラのみに頼るのではなく、人の目による防犯対策が重要と考える。地域のボランティアによる見守り活動も大きな効果があり、感謝している。市でもパトロールなどを行っていく。
3	小金井公園東側のバス通りの1本東側、鈴木街道から五日市街道へ抜ける通りは、車が朝夕かなりスピードを出して走行しており、大型トラックも入ってくる。 車が徐行するように道路にハンプ(徐行させるための道路上の構造物)を設置してほしい。 バス通りの東側の通りでは、日中トラックの運転手が一時停車して昼寝や休憩をしているのをよく見かけており、交通の障害にもなっている。トラックの通行や一時停止を規制できないか。	車のスピード規制は東京都の公安委員会の管轄であるが、市としても車のスピード抑制を促す啓発看板の設置などは行っており、具体的な要望箇所があれば、警察署と協議し個別に対応していく。ハンプの設置については、設置箇所周辺に振動や騒音が生じるため、周辺住民の合意形成が必要となる。また、バス路線においては、乗客への不快感や車両の底を擦る恐れがあるため設置は困難である。 トラック運転手の昼寝、一時停車の行為については、交通管理者である武蔵野警察署に伝える。 なお、交通規制等の対応については、地域の意見を踏まえ、警察と連携しながら実情に即した交通対策を実施していく。
4	先の回答では、質問されたスピード規制やハンプの設置について、市としてきちんと警察に伝えたと明言していない。交通規制について、市として責任をもって警察と協議することをはっきり回答してほしい。 また、協議して警察からダメだと言われた場合は、ダメな理由を質問者に回答してほしい。	速度違反者への対応については、交通管理者である武蔵野警察署へ指導・取り締まりを含めた速度抑制対策を講じるよう継続的に要請している。 市としてもできる限り地域の実情に即した交通安全対策を進めていく。

5	5歳の息子がいる。2019年3月に息子が八幡町の0123はらっぱ東に面した道路(五日市街で道から中央公園に向かう通り)でバイクと接触未遂事故があった。見晴らしの良い一本道でかなりスピードを出していたので、怖い思いをしたが、先日同じ場所に行ったところ、「乳幼児施設あり」の看板が見えづらくなっていた。子どもが多く通る道なので、五日市街道から曲がったすぐの場所などにも看板を設置してほしい。	0123はらっぱの隣りで比較的大きな工事が行われているのは認識している。看板が工事のために撤去されたかどうかは確認する。 (⇒後日、所管課が確認したところ、施設から約40mと約65mの位置に看板は設置されており、見えづらいということにはなかった。五日市街道からまがったすぐの場所への看板設置については、0123はらっぱまでの距離が遠すぎて、再加速する恐れがあり、効果が薄いと考えている。) 安全運転、スピード違反は第一に運転者の責任。千葉で飲酒運転による痛ましい事故も起きたばかり。市内の自動車教習所では、地域の子供たちに無償で交通安全教室を行っており、自分の身の守り方、交通ルールを守る大切さを教えている。 交通事故を防止するため、市、東京都、警察署等関係機関、事業者、市民が相互に協力して、道路交通環境の整備、交通安全意識の啓発、道路交通秩序を維持するための指導・取り締まり等を総合的に進めていく。
---	--	--

第2部 その他市政全般について

No.	ご意見	市の回答・対応方針
6	生活保護を受けているが、病気で入院した際にケースワーカーとトラブルがあったことの責任を問いたい。	個別具体的な内容については、市民全員と共有する内容ではないため、別途担当課へ相談してほしい。
7-1	玉川上水南側の緑地帯の保全についてお願いしたい。 玉川上水について、東京都が地域住民の声を聴きながら整備していくと聞いた。小平市はまだかなり木が残っている。小金井市では、小金井桜を保存するとのことで、桜のみ残し、ケヤキなどの雑木はすべて切ってしまった。武蔵野市はどうするのか。武蔵野市は緑の基本計画や環境基本計画で緑化の推進や生物多様性の維持が謳われている。木は切らずに生態系を維持してほしい。	玉川上水は東京都の管理になっており、東京都が定める史跡玉川上水整備活用計画に基づき、保存管理に市としても協力している。樹木は外から見ても問題なくても、樹木医に確認中が空洞化して、倒木の危険のあるようなものは伐採している。 (都市整備部長より) 東京都の保全計画では、のり面に生えている木については、のり面の倒壊を防ぐために伐採したり、古くなった木や危険木を整理している。沿道の市町村によって保全の考え方が異なり、小金井市では小金井桜を守るためにケヤキなどを伐採している。一方、小平市は生物多様性の観点から手を加えないという方針がある。武蔵野市は、境橋から桜橋にかけての区域は昔からの希少種が残っているというNPOからの指摘もあり、倒木の危険のある樹木以外は手を加えないようにしている。
7-2	境橋から西側の部分はかなり伐採が進んでいる。先々週くらいに造園業者が入り、1日でかなりの樹木が切り倒されていた。倒壊の危険のあるものののみという感じではなかった。	(都市整備部長より) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、東京都の担当者との話し合いが十分にできていない。東京都とあらためて確認する。 当該地は、通学路であり地域住民から繁茂して危険との要望から剪定・伐採したと聞いている。
8	大きな桜の木が切り倒されたままになっているところがたくさんある。切った後にまた桜を植える予定はあるか。	東京都では桜を植える予定はないと聞いている。都の史跡なので、市が独自に植えることもない。

9	武蔵野市農業振興基本計画の見直し時期に当たり、武蔵野市における都市農業の意義や今後の在り方、食育などに関する市長の考えを聞きたい。	都市農地は地産地消という第一義的な要素のほかに、食育や緑地保全、災害時の避難空間など多面的な意味でも重要と考える。市内小・中学校ではできるだけ地元の食材を取り入れようとしており、最近では、5軒の農家が早朝にトウモロコシを干本収穫し、朝採りの茹でたトウモロコシが給食に出された。都内で新鮮なトウモロコシが給食に出せる学校は限られている。地元で農地がないとできない。 しかし、農地を維持するにも後継者がいなければ成り立たない。相続に伴い宅地化が進んでいることも事実。市でもできるかぎりサポートしたいと考えている。先般、吉祥寺東町で農業経営されていた方が亡くなられたが、農地を何とか残せないかと、お勤めに出ていた後継者の就農を支援し、観光機構の協力も得て、ホップを生産し、吉祥寺ビールを販売するなどの取り組みも行われた。 市内産野菜はJAや農産物直売所で買うことができる。どんな野菜が作られているか、味わってほしい。
10	都議会選挙の際にある候補者が、武蔵野市の水道は、災害時に断水すると復旧に1か月かかるとおっしゃっていた。事実なのか。事実であれば、災害時の対策はどのように計画しているか。	災害の規模によるが、想定地震の中で武蔵野市に最も大きな影響を与える多摩直下地震(震度6弱～6強)が起きると、市内の半分近くの世帯で断水が発生することが想定される。 復旧活動については、浄水場施設や管路施設の被害が大きく広範囲で断水している地域を優先的に修理し、3週間以内に各戸1給水栓の確保を目標に進めていく。 なお、それまでの間についての拠点給水は、一時避難場所などに対して給水車等による応急給水を行う。 災害時の対策については、武蔵野市地域防災計画に基づき、水道部震災対策マニュアルを作成しており、通常給水の早期回復と計画的な応急給水の実施などの対策を迅速かつ的確に実施できる体制を構築していく。 1か月断水するほどの大規模災害であれば、武蔵野市に限らず東京中で同様のことが起こると考える。武蔵野市と都内の他の自治体とは経営体系が違う。他自治体は東京都が一元管理し、都から河川の水を購入する。武蔵野市は独自経営で井戸水と東京都からの河川の水の割合が8:2である。都内で独自経営を行っているのは武蔵野市と昭島市、羽村市の3市のみ。おそらく武蔵野市は老朽化した水道管の取り換えのスピードが他市に比べて遅いという指摘ではないかと思われる。上水道だけではなく、下水道もなくはないものである。老朽化した管については、計画的に改築している。おとし記録的な風雨で友好都市の南房総市で1週間の断水が発生したが、電柱が倒れたことによる停電に伴い断水が起こったものである。 断水の原因は水道管だけではない。千葉の台風から学び、倒壊の危険のある街路樹や電柱の調査など、あらゆる災害に備えた準備を行っている。
11	コロナ前は市民社会福祉協議会の補助金をもらって月1回公団の集会所で集まりをもっていた。コロナ禍で外出できなくなり、認知症が進んだり、孤独を感じている高齢者が多くいる。ケアハウスやシルバーピアなど安くて管理者のいる高齢者住宅をもっと作ってほしい。 また、施設入所や地域包括支援センターのお世話になり始めると、個人情報保護ということで友人の情報は伝えてもらえず、家族が自宅の整理をしているのを見て初めて友人の死を知った。先日要介護になっている人に頼まれ、ワクチン接種と一緒に付き添ったら、そういうことは、ヘルパーに頼まないとだめだと地域包括支援センターの人に怒られたという話を聞いた。高齢者は皆寂しい思いを抱えており、長く近所づきあいしてきた関係はとても大切である。知人と電話で話せて、よく眠れたという話も聞いた。地域包括支援センターは、周囲との関係を閉ざしていくのではなく、地域の人と一緒に協力していけるとよいと思う。 境南町に麦の会という住民ネットワークがあり、地域包括支援センターと日赤と三者が協力して活動している。そのようなことを桜堤でもできないか。	一人暮らしの高齢者だけでなく、コロナ禍で人と接しないことでふさぎ込んでいる方の話を聞く。コロナは命の危険もある恐ろしいウイルスだが、コロナを恐れるあまり、人とのつながりを断ったり、外に出ないことによる心と体に与える影響はもっと怖いと感じている。動かないと足腰が弱り、心臓にも負担がかかる。適度な運動や人との会話は必要。いきいきサロンやデンミロンハウスなども少しずつ再開し、コロナ禍でも継続して取り組める活動を支援している。また、桜堤ケアハウスでは度々市報にて入居者募集を行っている。 また、福祉型住宅は、住宅に困窮する高齢者等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としており、集会室にて茶話会を実施し住民が集える機会を設けている(※新型コロナウイルス感染拡大の影響から一時休止中)。今後も状況に応じた集会室の利用等について検討していく。 地域包括支援センターがかかると近所の方が閉ざされるということはないはずだが、要介護者に対する身体介助により双方に何かあってはいけないという心配から、ヘルパーのような専門職に頼んだ方がよいという趣旨、また、ワクチン接種後の体調変化も心配だったのかもしれない。近所づきあいをやめる必要はなく、おっしゃるとおり地域で協力していくことが重要と考える。 人とかがかわる場所の一つではなく、コミセンも含め重層的にかかわることが大切だと思う。

12	コロナ禍であらためて住宅問題の重要性が認識されたと感じる。高齢化が進んでおり、孤独死になることがある。今後高齢者住宅や市営住宅を建てる際は、一人一人の空間とは別に、みんなが集える空間があったほうがよい。階段を上がるとすぐ自分の部屋に行くのではなく、リビングを通して部屋に行くような作り方がよい。高齢者は病気になりやすく、助けを求めたくても発信する力もない場合がある。状況に応じた住宅対策が求められる。	家庭のリビングを通るような住宅づくりはとても良いと思う。現在、福祉型住宅においては生活センサー付きの緊急通報装置やナースコールを設置したり、LSA(ライフサポートアドバイザー)という通いの管理人を派遣し見守りを行うことで、何か問題が起きたときに対応できる体制を整えている。また、集会室にて茶話会を実施し住民が集える機会を設けている(※新型コロナウイルス感染拡大の影響から一時休止中)。今後も状況に応じた住宅施策を推進していきたい。
13	中学生の子供がいるが、コロナ禍で休校期間もあり、授業のスピードが速く、追いつくのが大変と聞いている。聞くところによると不登校の子が思ったより多いようだ。そういう子の居場所の情報がない。大人がいろいろ調べてやっとチャレンジルームが見つかった。もともとの学校に在籍しながら通うようだが、不登校児へのフォローをもっと寄り添う形、見える形で進めてほしい。	市では、令和2年3月3日から5月31日にかけて、市立小・中学校の臨時休業を行った。 令和3年度からは、市立小・中学生を対象として学習者用コンピュータが1人1台配布されている。学習者用コンピュータを活用しつつ、きめ細やかな教育を行っていきたい。 不登校児童・生徒への対応としては、各中学校に1名ずつスクールソーシャルワーカーが配置されている。子どもたちに寄り添った相談支援ができる体制を整えている。チャレンジルームもあるが、御殿山に武蔵野クレスコレという居場所を確保した。不登校の中学生を対象としており、学習をしたり、おしゃべりをしたり、料理やものづくりなどでもできる。こうした場所があることを子どもたちにわかりやすく伝えていかなければならないと思っている。いろいろな事情で学校に行けない子に教育の機会を与えられるようにしたい。まだ広報が足りない部分については説明していきたい。
14	市内に図書館3館あるが、徒歩10分圏内に図書館があるとよい。図書館の分館を作れないか。コロナで外出できないときにも身近なところに文化的活動のできる場所が欲しい。	武蔵野市では、昭和60年の第二期長期計画・第一次調整計画において市内3駅勢圏に図書館を1館ずつ設置する3館構想が示され、昭和62年に吉祥寺図書館、平成7年に現在の中央図書館、平成23年に武蔵野プレイスを開館したことにより、3館構想が実現されたことになる。本市は10.98km²のコンパクトな市であり、小規模な図書館を複数設置するよりも、蔵書数や施設、サービス内容を充実させたしっかりとした図書館を、鉄道やバスでアクセスしやすい場所に設置し、多くの人が利用できる図書館を目指してきた。その結果、蔵書数や来館者数、貸出冊数では全国でも有数の図書館となり、文化的活動を支える図書館の一つのあり方を実現してきたと考える。
14-2	たいそうな設備はいらない。気軽に来てどんな本があるか一覧できるとよい。電子図書ではだめ。新しい建物を作らなくても桜堤コミセンで本の貸し出しでもあれば、気楽にコミセンに来られる。運動不足の解消にもなる。	コミュニティセンターの機能は地域住民の協議で決めていくものである。地域住民の総意として、図書館の機能が欲しいということになれば、どう方法で運営するのかなど、今後さまざまなご意見を伺い、議論して行く必要がある。

当日文書で提出された意見(要約)

No.	ご意見	市の回答・対応方針
15	テンミリオンハウスが桜堤だけないので、作ってほしい。	・桜堤2、3丁目等のテンミリオンハウス空白地域については、テンミリオンハウスを設置していきたい。 ・建物については、市に遺贈していただいた物件等で適切な物件があれば、それをもとにしてテンミリオンハウスとして活用したい。借家の募集なども今後検討していく。 ・事業運営については、運営団体の応募の可能性、対象地域の介護保険事業の通所介護施設の設置状況などを総合的に勘案しながら検討していく。

事前に文書で提出された意見(要約)

No.	ご意見	市の回答・対応方針
16	桜堤から市役所・総合体育館へのムーバスを運行してほしい。	・ムーバスは、バス交通空白・不便地域を解消し、市民の街への外出を支援することを目的として、地域と駅をつなぐルートとすることを基本的な考え方としている。 ・また、ムーバスは、路線バスの通らない住宅街などの狭い生活道路を運行することから、沿道の住民の理解・協力なくしては実現できない事業である。 ・路線整備にあたっては、地域の既存路線バスの運行状況やバス停までの距離を勘案している。また、地域の意識調査を行うことはもとより、沿線住民への騒音・振動の発生、ルート上にある通学路の児童の安全確保、通行規制箇所等を十分に踏まえて検討を行っている。 ・現在の7路線・9ルートが整備されたことにより、バス交通空白・不便地域は概ね解消されたと考えている。また、車両や乗務員には限りがあるため、新たな路線を整備することや、特定の施設と施設を結ぶ路線を整備することは考えていない。 ・武蔵野市では、鉄道、路線バス、ムーバス及びタクシーによる地域公共交通と、移送サービスレモンキャブ、リフトタクシーつながり及び福祉タクシーによる福祉交通が整備され、利便性の高い地域公共交通のネットワークが形成されており、ムーバス単体ではなく、自転車利用を含め総合的な地域公共交通ネットワークとして考え、今後も現在のネットワークを維持していくことを考えている。
17	小金井公園周辺に防犯カメラを増設してほしい。	・市内に設置されている防犯カメラには、①市が駅周辺に設置するカメラ(14台)の他、②教育委員会が通学路に設置するカメラ(60台)、③商店会や町会が設置するカメラ(239台、令和2年度末現在)などがある。 ※商店会等の設置台数は、補助を受けていないカメラを含む。 ・市では、防犯活動を行う商店会や町会等の地域団体に対し、防犯カメラの設置費用、保守・修繕の維持管理費用、電気料金等の運用にかかる費用の助成を行っている。 ・市では、市民安全パトロール隊やホワイトイーグルによる見守りの実施、不審者情報・危険箇所の情報共有など、総合的な防犯対策を行っており、防犯カメラはこれらを補完するものと位置づけている。単に、防犯カメラを設置するだけの防犯対策を進める考えはない。 ・公共の場所への防犯カメラの設置には、プライバシーについての十分な配慮が必要であり、市としては、継続的に見守り活動を行われている地域団体等から、地域住民の合意形成に基づいた防犯カメラ設置の要請があれば、今後も設置に向けての支援を行っていく。

18-1	桜堤コミセンの東側通路は通学路になっているが、スピードを出す車があり、危険を感じる。スピード違反の取り締まりと防犯カメラの設置をしてほしい。	・交通規制については、東京都公安委員会が一括して行うため、市が直接的に対処することはできない。 ・要望は窓口となる武蔵野警察署に伝える。また、現地の状況を確認のうえ、車のスピードを抑制するような啓発看板の設置について検討する。 ・桜野小学校区通学路上に防犯カメラを5台設置している。 ・通学路の防犯カメラについては、市・警察署・学校等で協議の上、防犯上の優先度の高い場所を選定して設置しており、小金井公園周辺にも防犯カメラを設置している。現時点で増設する予定はないが、今後も学校での安全指導や緊急メールの配信などを通じて、児童生徒や保護者への注意喚起を図っていく。
18-2	買物困難者対策をしてほしい。	・市では、公共交通機関を一人で利用することが困難な方をドア・ツー・ドアで移送するサービス、「レモンキャブ事業」を実施している。車いすのまま乗車できるスロープや、リフト式の座席を備えた軽自動車を9台運行している。運転は市民ボランティアが行う。1回30分につき800円で、以降30分ごとに800円加算で利用できる。利用範囲は武蔵野市内と隣接の市区で、出発地又は到着地のどちらかが武蔵野市であることが条件。会員制で、入会費は年1000円。利用は事前予約制。（※ただし、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため特例運行を実施しており、通院・通所・ワクチン接種の目的に限り利用可能としている。） 利用・入会の相談は武蔵野市民社会福祉協議会へ。 ・障害者等に対する制度について ①障害者等へタクシー運賃割引制度（国制度） タクシー乗車の際に、身体障害者手帳もしくは、愛の手帳の提示で1割の運賃割引が適用される。 ②福祉タクシー利用券（市制度） 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの所得制限内の方で、1か月あたり2,800円分（年間最大33,600円分。）の福祉タクシー利用券を交付し、運賃の一部を助成している。400円と100円の利用券があり、組み合わせて利用可能（利用の際に月の上限額はなし）。 ③リフトタクシー「つながり」（市事業） 身体の不自由な方や寝たきりで外出にお困りの方を移送するサービス「リフトタクシーつながり事業」を実施している。車椅子やストレッチャーごと移送できるリフト付きのワゴン車を運行している。利用範囲は出発地又は到着地のどちらかが武蔵野市であることが条件で、武蔵野市民が対象。初乗り740円から始まるタクシー料金。（①②の利用が可能。）利用は事前予約制。予約・相談は杉並交通㈱へ。 ・現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特例運行として利用目的を通院・通所・ワクチン接種会場の送迎に限定している。また、利用時に乗車前の検温と手指消毒にご協力いただいている。（特例運行はレモンキャブのみ） ・福祉タクシー利用券や「リフトタクシーつながり事業」の周知を引き続き行う。

19-1	防災無線が聞こえない。	・防災行政無線は、高性能のアルミサッシの採用などの遮音性の高い住居や高層建築物の増加、騒音の影響といった都市部を取り巻く環境によって、本市では音が伝わりにくい現状があり、防災行政無線の音を屋内まで伝えるには技術的限界がある。 ・市では、伝わりやすいメッセージや聞こえやすい音声での放送に配慮するほか、代替手段として、防災行政無線の電話応答サービス(60-1920)や、屋内にいらっしゃる場合は、「むさしのFM(78.2MHz)」においても、防災行政無線と連動し、一定規模以上の災害発生時に緊急放送を行う協定を締結している。 また、登録制メール「むさしの防災・安全メール」や市公式ツイッター、市公式フェイスブック、LINEの活用や、広報車でのアナウンスなど、多様な手段を使い、災害時に市民の皆様に様々な方法で必要な情報が伝わるよう、ICT技術の活用も検討しながら情報伝達手段の多様化に努めている。
19-2	五日市街道の「梶野橋」の歩行者用信号機の青点灯時間を長くしてほしい。	・信号機は交通事故の未然防止と道路交通の安全と円滑化を図るため、東京都公安委員会が管轄する事項となっている。 ・要望は窓口となる武蔵野警察署に伝え、現地の状況確認を依頼している。
20	桜堤にも障害児の療育施設を設置してほしい。	・市内には児童発達支援事業所が11ヵ所あり、また近隣市にある事業所も含めて、保護者とのご相談の際、ご紹介している。児童福祉法に基づいた事業であるので、市内・市外にかかわらず同様に利用可能。事業所にそれぞれ療育手法が異なり、お子さんに合った事業所を選ぶことが大切であるため、ご紹介する事業所が多少遠い場合もあるが、療育内容がよければ、新宿、立川など遠方に通っている方も多い。事業所選びについては、家庭の事情、希望も考慮してご相談にのっている。 ・訪問型の児童発達支援は、重症心身障害児などの集団療育になじまないお子さんに対して行われ、通所が遠方であることを理由には利用できない。 ・複数の事業所をご紹介するようにしているが、提供するプログラムにより定員に空きのない事業所もある。引き続き個々の家庭に合わせた情報提供を心掛けていく。
21-1	公園等の緑地帯において、除草により土を露出させたままにすると乾燥化や生態系破壊が懸念される。外来生物のみ駆除し、それ以外の草花はその場に置いてほしい。	・市立公園177公園の除草は、シルバー人材センターに委託し、概ね年3回程度の頻度で行っている。 ・公園利用者から除草のし過ぎという声はあまり届いていない。むしろ繁茂している樹木の剪定や除草の回数を増やしてほしいという声を多くいただいている。 ・また外来生物については、可能な限り除去しているが、繁殖力が旺盛なため作業が追い付いていない状況である。 ・今後もできる限り外来植物の除去を行っていくが、除草後の草を現地に残すことは衛生面などの公園管理上及び公園利用に際し支障となるため、原則、現地に残すことはしない。 ・なお、外来生物の対策については、影響等を考慮し、適正に対応する必要がある。

21-2	玉川上水沿いのケヤキやサクラを伐採せず、生態系を保存してほしい。 玉川上水を世界遺産に申請すると聞いたが、どうなっているか。	・以前から未来遺産、日本遺産については、登録に向けた市民活動が行われていることは承知しているが、世界遺産の登録に向けた具体的な内容については聞いていない。 ・平成28(2016)年12月には第8回「プロジェクト未来遺産2016」に玉川上水で活動していた団体が登録されたことは承知している。 ・玉川上水のケヤキ等の樹木管理は生態系の保存だけではなく、のり面保護の観点で行っていると聞いている。今後も史跡である玉川上水を都が定める「史跡玉川上水整備活用計画」に基づき、保存管理、整備活用、管理・運営等に協力していく。 ・世界遺産の指定にあたっては、都道府県単位で文化遺産課等が設置され、取り組んでいる現状がある。玉川上水についても、いくつかの市や区を横断する文化財であり、東京都の動向を注視していく。また、玉川上水単体での世界文化遺産としては、他事例を見ても困難と思われる。江戸水をめぐる文化のフレームや江戸期の古文書なども複合しての指定が予想される。本市では、江戸期の古文書や歴史についての研究を今後も継続していく。
21-3	・玉川上水沿いの道路や梶野橋南北方向の道路はいつ整備するのか？ ・くぬぎ橋から西の玉川上水側道は、制限速度20キロにしてほしい。 ・くぬぎ橋から西の玉川上水側道は玉川上水側に白線がない。改善してほしい。 ・その他の狭い道も制限速度20キロにしてほしい。	・玉川上水沿いの都市計画道路3・1・12号線は、昭和37年に計画決定された計画幅員45～49mの都市計画道路である。都及び市区町で策定した第四次事業化計画(H28年3月)では、本計画の策定から概ね10年間(H28年～R7年)で優先的に事業化する優先整備路線に位置付けられておらず、現時点において事業の着手時期は未定である。 ・玉川上水の南側の道路については、小金井市との行政境が新橋と梶野橋の中間地点あたりにある。武蔵野市では、行政境の東側を市道93号線(上水桜通り)として管理しているが、現在のところ改修する予定はない。 ・梶野橋南北方向の道路については小金井市内の道路となっている。 ・くぬぎ橋から西側は、道路幅員が概ね4mの道路となっているが、北側には玉川上水の緑道があることから、南側にのみ路側帯の白線を標示している。 ・自転車の速度規制に関しては道路交通法の適用など警察の所管になる。速度などの交通規制に関する事項は、交通管理者である東京都公安委員会(警視庁)が一括して管轄しているため、市が直接的に対処することはできない。 特定の路線に交通規制をかけると沿線にお住まいの方々なども交通制限を受けること、並びに通過車両はその周辺の路線に迂回するなど、影響が広域になってしまうため、交通規制による対応は慎重にならざるを得ないというのが実情と伺っている。
22	スピード違反の車を取り締まるため、スピードメータチェック装置を設置してほしい。	・交通規制については、東京都公安委員会が一括して行うため、市が直接的に対処することはできない。 ・要望は窓口となる武蔵野警察署に伝える。
23	玉川上水沿いの国指定文化財を保全・再生してほしい。	史跡玉川上水内に存する雑木の管理は東京都水道局であり、名勝小金井桜の補植・育成は東京都教育庁が行っている。本市では都が定める「史跡玉川上水整備活用計画」に基づき、保存管理、整備活用、管理・運営等に協力していく立場であるため、いただいた意見は都の関係部署へお伝えする。

24	選挙投票のため、桜堤地区と選挙投票会場を往復又は巡回するマイクロバスを運行し、特に年配者、体の不自由な方々が投票できるよう配慮すべき。	・桜堤地区(桜堤2、3丁目)の投票所は桜堤児童館となっている。 ・桜堤地区(特に桜堤3丁目)の方が児童館まで投票に行くのに距離があるというご意見については課題として認識している。 ・現在、今回のご意見にあるような移動手段も含めて課題の解決に向けて研究を続けているところである。
25	①新型コロナウイルス感染症対応により、長期計画の財政見直しを行ったか。 ②倒壊や交通傷害の危険のある私有地(農地含む)の高木や老木、生垣の管理について、市ではどのように対処していく計画か。 ③市ではICT活用を進めているが、給付金やワクチン接種など各種オンライン申請において、デジタルでの申請が困難な市民に対して、どのような対応をするのか。	① ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等の状況を踏まえ、新しい生活様式や感染拡大防止の観点等から既存事業の精査を行い、新型コロナウイルス対策として新たに実施することになった事業や第六期長期計画に掲げた事業に対し優先的に人的資源等を投下できるよう取り組んだ。 ・第六期長期計画の財政計画については、前例のないコロナ禍の状況で、中長期的にどのような影響があるか現時点で評価することはできないため、直ちに計画を見直すことは考えていない。 ・令和4年度から策定が開始される「第六期長期計画・調整計画」の中で、新たな人口推計や新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化、現状の財政計画と実態との乖離などを考慮しながら、新たな財政計画を策定していく考えである。 ② ・私有地の樹木の維持管理については、基本的には所有者が行うものと考えているが、市としては、一定の条件を満たす高木や生垣などは保存樹木等に指定することで、維持管理費の一部を助成している。また、保存樹木等の所有者からの要望により、適宜樹木医を派遣し樹木診断を行うなどの維持管理の支援も行っている。 ・保存樹木等以外の樹木については、市報などの機会を捉え、適正な維持管理を行うよう周知している。 ・街路樹については、自然樹形による管理を基本としつつ、安全かつ円滑な通行を確保するため、通行する車両や歩行者に接触する危険がある枝や道路標識などを隠してしまう枝の剪定、根上がり対策などを中心に適正な維持管理を行っていく。 ・また、沿道の庭木や生け垣についても、樹木の枝葉が伸びすぎて道路にはみ出すと、通行の妨げになり、交通事故の原因になることもある。市報で定期的に周知を図っているほか、日常パトロールやLINE等による情報提供を受けて現地の状況に応じて、庭木、生垣の管理をしている方へ、適切な剪定をお願いしている。 ③ ・手続きのICT化が進んだとしても、行政である以上、紙での申請をなくすことはできないと認識している。 ・今後もICT化を進めつつ紙による手続きも並行して受け付けることが、「誰も取り残さない」という観点からも重要であり、このことがデジタルディバイドの回避につながるものと考えている。 ・なお、技術の進歩により、デジタル技術を利用したいと思っているがうまくできない人が、市への申請をより簡単に行うことができるような、操作性が高く、わかりやすい機能などもさまざま開発されてきている。 ・それらの動向を注視しながら、個別の案件ごとに費用対効果等を十分に検討したうえで導入の可否や周知方法について判断していく。 ・新型コロナウイルスワクチン集団接種については、インターネットから予約を受け付けるほか、デジタル申請が困難な方へ次の支援を実施し対応している。 1.【電話】 コールセンター、臨時コールセンターでの電話予約受付を実施。 2.【対面支援】 予約に不安がある75歳以上の方への支援として、予約サポートセンターを開設し、予約受付の支援を行った。 3.【郵送】 ネットも電話も困難な65歳以上の方への対応として、未接種者及び集団接種未予約者へ集団接種申請書を送付し、希望する方の集団接種の予約を受け付けた。 4.【在宅支援】 自力での予約及び接種が困難な要介護高齢者について、在宅介護・地域包括支援センターに委託し、接種の意思確認、接種前後の支援を行う。